

(案)

岩手海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、岩手県の地先海面における岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条の許可に係る小型定置網漁業の保護区域を次のとおり設定する。

令和 5 年 9 月 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠 治

Aタイプ

1 (1) 保護区域 次の直線ア線、イ線及びウ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ 2 個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2 個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2 個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

漁場別の距離 別表のとおり

(2) 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、岩手県漁業調整規則第 4 条の許可に係る小型定置網漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

許可番号	漁場の位置	距離 (m)			備考
		点ア	点イ	点ウ	
イワ 第 512 号	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯 39 度 37.830 分、東経 141 度 59.774 分 イ点 北緯 39 度 37.944 分、東経 141 度 59.662 分 ウ点 北緯 39 度 38.047 分、東経 141 度 59.731 分 エ点 北緯 39 度 37.898 分、東経 141 度 59.837 分	500	300	300	宮古地区
イワ 第 513 号	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯 39 度 36.539 分、東経 142 度 1.897 分 イ点 北緯 39 度 36.402 分、東経 142 度 1.954 分 ウ点 北緯 39 度 36.374 分、東経 142 度 1.835 分 エ点 北緯 39 度 36.516 分、東経 142 度 1.796 分	300	300	150	〃
イワ 第 514 号	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯 39 度 37.110 分、東経 141 度 59.256 分 イ点 北緯 39 度 37.298 分、東経 141 度 58.976 分 ウ点 北緯 39 度 37.420 分、東経 141 度 59.078 分 エ点 北緯 39 度 37.301 分、東経 141 度 59.360 分	500	300	300	〃

Bタイプ

2(1) 保護区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

エ線 中心線に直角に点エを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

点エ 元地

漁場別の距離 別表のとおり

(2) 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

許可番号	漁場の位置	距離 (m)			備考
		点ア	点イ	点ウ	
イワ 第510号	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度56.157分、東経141度56.766分 イ点 北緯39度56.221分、東経141度57.160分 ウ点 北緯39度56.032分、東経141度57.157分 エ点 北緯39度56.103分、東経141度56.765分	300	200	300	宮古地区
イワ 第511号	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度48.243分、東経141度59.076分 イ点 北緯39度48.278分、東経141度59.412分 ウ点 北緯39度48.113分、東経141度59.433分 エ点 北緯39度48.132分、東経141度59.080分	150	300	300	〃
イワ 第801号	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度2.304分、東経141度53.055分 イ点 北緯40度2.386分、東経141度53.195分 ウ点 北緯40度2.397分、東経141度53.190分 エ点 北緯40度2.409分、東経141度53.231分 オ点 北緯40度2.301分、東経141度53.279分 カ点 北緯40度2.293分、東経141度53.238分 キ点 北緯40度2.301分、東経141度53.234分	300	200	100	久慈地区
イワ 第802号	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度20.098分、東経141度46.857分 イ点 北緯40度20.316分、東経141度47.287分	300	200	100	〃

	ウ点 北緯40度20.168分、東経141度47.391分 エ点 北緯40度20.043分、東経141度46.880分				
イワ 第803号	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度21.531分、東経141度45.981分 イ点 北緯40度21.689分、東経141度46.509分 ウ点 北緯40度21.551分、東経141度46.637分 エ点 北緯40度21.434分、東経141度46.042分	300	200	100	〃